

# 郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務 仕様書

## 第1章 総 則

(目 的)

### 第1条

本仕様書は、郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な事項についてまとめたものである。

伊予市では、中心市街地のまちづくりの課題や将来ビジョンを踏まえ、まちづくりの目標や数値目標を達成するために必要な事業を明確にした「郡中中心拠点地区都市再生整備計画（第Ⅱ期）」を令和2年度に策定しており、令和3～7年度の5か年に亘り、この計画に基づく事業実施を推進している。

本業務は、「郡中中心拠点地区都市再生整備計画（第Ⅱ期）」に加え「JR伊予市駅周辺整備基本計画」に位置付けられた各施設で構成する郡中中心拠点地区のまちのデザインと、各施設の実施設計に係るデザインの統一感を確保しつつ、その作業を市民と協働して進める事を目的とする。

なお、本業務は、別に契約する「郡中港駅前ポケットパーク実施設計業務（その2）」と相互に整合を図りながら実施するものとする。

(適 用)

### 第2条

本業務の対象区域は、伊予市郡中中心拠点地区とする。

(関係法令など)

### 第3条

本業務は、本仕様書及び「愛媛県設計業務等共通仕様書（案）」に準拠するほか、関連法及び関連計画等に基づき遂行する。

(提出書類)

### 第4条

受注者（以下「乙」という。）は、本業務に先立ち、業務計画書を伊予市長（以下「甲」という。）に提出し承認を受けなければならない。

(資料等の取扱い等)

### 第5条

- (1) 乙は、本業務の遂行のために甲が所有する資料等が必要なときは、所定の手続きにより甲に請求することができる。
- (2) 乙は、甲から貸与された資料等は慎重に取扱い、業務完了後直ちに返却しなければならない。
- (3) 乙は、甲から貸与された資料等を紛失又破損した場合は、これに代わる同等のものを返却しなければならない。

(工期)

## 第6条

本業務の委託期限は契約日から令和7年1月31日までとする。

(成果品の帰属)

## 第7条

本業務における成果品は全て甲に帰属し、業務により知り得た事項等についても甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 第2章 業務の内容

(業務の内容)

## 第8条

業務の内容は以下のとおりとする。

### (1) 計画準備

本業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、円滑な業務遂行に向けて、業務計画書を作成する。

### (2) 前提条件の整理

業務対象区域における上位関連計画、過年度の整備履歴や現状、地域住民のまちづくりに係るこれまでの取り組み等について、ワークショップを進める上での前提条件として整理する。

### (3) 地域住民によるワークショップの開催および結果のとりまとめ

J R伊予市駅周辺地域の活動団体や住民等(15名程度)によるワークショップを2回程度開催することとし、「郡中港駅前ポケットパーク実施設計業務(その2)」との連携を図ることを念頭に企画、資料作成及び当日の開催支援を行う。

ワークショップの結果を郡中中心拠点地区のまちのデザインや、各施設の実実施設計に係るデザインに活かすためのとりまとめを行う。

### (4) J R伊予市駅周辺整備の交通計画およびデザインのパターン検討

基本計画の内容を基に、J R伊予市駅周辺の交通計画・デザインパターンの案(3案程度)を取りまとめ、必要な関係機関との協議の支援を行う。

### (5) 都市再生推進調査会の運営支援および結果のとりまとめ

本業務の遂行にあたり、伊予市都市再生推進調査会(以下、調査会)を開催する。

調査会の参加者は、県・鉄道事業者・商店街・タクシー事業者・公募による市民・庁内関係課等を予定し、10名程度による構成で実施する。

調査会は2回程度の開催を予定し、会議資料の作成、会議への出席および意見のとりまとめを行う。

### (6) 報告書の作成

本業務において実施した内容を報告書としてとりまとめる。

(設計協議)

第9条

本業務における設計協議は、業務着手時及び成果品納入時各1回、中間時1回を予定する。  
なお、業務着手時および成果物納入時には管理技術者が立ち会う。

(完了)

第10条

- (1) 乙は、業務完了時には遅滞なく報告し、甲の完了検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後においても、明らかに乙の責に帰すべき不良箇所が発見されたときは、乙はすみやかに訂正、補足、その他必要な処置を取るものとする。

(疑義)

第11条

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、監督員と協議し、誠意を持って業務の遂行に当たるものとする。

(成果品)

第12条

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 (A4版) ..... 1部
- (2) 電子データ (CD-R) ..... 一式